

生殖補助医療と憲法

稲葉実香(金沢大学准教授)

リプロダクティブ・ライツとは「妊娠中絶・受胎調整など性と生殖に関する女性の自己決定権。国家・男性・医師・宗教などの規制や社会的圧力を受けることなく、女性が選択できる権利。女性の再生産の権利」(大辞林)と定義がなされています。この定義は、ジェンダー論の観点から家制度に取り込まれた女性、あるいは男性に従属する女性というものへの対抗するひとつの根拠としての権利の設定であると捉えることができます。つまり、女性の権利ということが非常に強調されています。憲法学においては、リプロダクティブ・ライツは、人格的自立権あるいは自己決定権として、議論されることが多く、人格的自立権、自己決定権利として認められることに争いはありません。

しかし、リプロダクティブ・ライツをいくつかに分類する場合、妊娠出産に関する権利を中心とする自己決定権という意味において、主に女性の権利が中心となりますが、一方で、より詳細な分析を行うと以下の4つの側面から捉え直すことが可能です。それは、①妊娠・出産、②血縁・遺伝、③家族形成権、④相続の側面についてです。

妊娠出産とは、10ヶ月に及ぶ身体的負担、妊娠中毒、脳内出血などの身体的なリスクを引き受けて妊娠出産する自己決定権

のことです。この要素は民法においては母子関係を決定するというかたちで現れています。

血縁・遺伝に関して、かつては女性の場合、分娩者が血縁上の母ということになっていました。しかし、現代代理出産においては血の繋がりのない子供を自分のお腹で育てて産むという状況が出てきたため、血縁・遺伝というものと親子関係というものの関係がどう解釈されるべきかという新たな問題が生じています。

家族形成権とは、子との間に血縁や遺伝がありえない場合に、生物学的な親子関係がないということから、どのように子を嫡出子と認めるかという場面において問題となります。たとえば、性同一性障害で女性から男性になった夫と妻とがAIDを利用して子供を産んだとき、出生届を二人の子供として受け付けてもらえなかったという事例がありました。戸籍だけではなく実態としても妻も迎えているにも関わらず、子供をもてないという現象が生じています。

相続に関して、民法上は親子関係に基づいて家族財産を譲渡されるということになっています。そうすると、家族形成と同じく親子関係を否認することは相続権を否認するということにつながります。

一方で生殖補助医療の利益主体に関して、これまでは、リプロダクティブ・ライツは女性の自己決定権と子供の福祉という形で論じられてきました。しかし、男性の権利性というものを認めた場合、その利益主体というものは一つ増えることとなります。



最先端・次世代研究開発支援プログラム
「グローバル化による生殖技術の市場化と生殖ツーリズム:倫理的・法的・社会的問題」

これらのことを考慮してリプロダクティブ・ライツを再構成した場合、血縁のある子供をもうける権利(生殖補助医療の可否の問題)、子として養育し、家族を形成する権利(親子関係の形成権の問題)、血縁のある子・自分の産んだ子を法制度上も実の子(嫡出子)として認めもらう権利、血縁はなくとも自分のお腹を痛めて子を産む権利(配偶子提供・胚提供)等というかたちで再構成することも理論的には可能となるかと思われます。

(質疑応答要旨)

質問：基本的なことについて質問させていただきます。タイトルに生殖補助医療と憲法とありますが、実質的に民法のお話をされていたように思うのですが、敢えて、タイトルに「憲法」と付けたことについて、何か意味があるのでしょうか。

稲葉：私自身の専攻が憲法でして、民法の制度を憲法の権理論から考えると、どういう制度であるべきかについて関心もっております。それで、内容としては、今の制度の批判だとか説明になってしまうのですが、憲法上、自己決定権として私が自分の子供をもつ権利ですとか、自分の子供を本当の子供だと認めもらう権利というようなものが主張されていて、それが今の民法の法制度とかならずしも両立するものではない。とすると、憲法論的にいって、この先民法はどう修正していくのがいいのか、あるいは今の民法と矛盾がある場合どう考えていけばいいのだろうというのが基本的な興味の方向です。

質問：リプロダクティブ・ライツを女性の自己決定権よりも広く捉えて、家族形成権を考えていこうというのが、ひとつのポイントであったと思うのですが、相続というのは、憲法上どのように擁護されるのでしょうか。というのは、憲法というのは、それぞれ個人がいて権利をもっていると。そうである限り、親族でないと出来ない相続と個人の自由意思でできる贈与の間に、線引きする必要がないと思えます。また、家族というのは、個々人の単位から成り立っていないものではないですか。そうすると、個々人からなりたっている単位による社会という観点からかんがえた場合、家族というものは不正義の温床のように感じられます。

稲葉：私も相続というのが権利なのかどうかはかなり疑問をもっています。すべてを贈与ということにして個人の意思に任せて子供に継がせる場合にも贈与税をかける、相続税というように特別に保護されるものではなく、贈与税というかたちにしてもよいかについては、憲法学者の間でも議論はわかれます。相続権とは、そもそも権利なのかという疑問をたてますと、差別扱いの問題はありますが、当然に主張していいということは言えないように思われます。相続権についてはあまり議論はされてはいませんが、社会全体が親の財産は子供のものという感覚をどこまで無視できるかという問題になってくるのではないのでしょうか。

質問：同性婚という問題があって、これをどういうふうにとらえたらいいのか、権利と



最先端・次世代研究開発支援プログラム
「グローバル化による生殖技術の市場化と生殖ツーリズム:倫理的・法的・社会的問題」

して考えたらよいのか、このような場合に、憲法の立場というのはいかなるのでしょうか。

稲葉: 今婚姻というものをしない、事実婚でも同性カップルと一緒に住んでいる場合でもそうですが、まず事実上の配偶者からの相続権が認められないとかですね、そういうパートナーとしての生活の根幹を保護する方法がないんですね。今憲法論では、やはりなんらかのかたちでそういうパートナー関係を保護しないとイケないのではないかとされています。ただ、民法は法律婚を保護するために、一緒に暮らす男女は法律上の婚姻をしてください。そうしたら、法律上の恩恵がありますよという態度をとっています。そうすると、事実婚などに関して、その恩恵を与えることが、今までの態度をひっくり返すということになるので慎重なように思えます。ただ、事実婚というのは婚姻できるカップルが敢えてそれを選ばないですから、そのリスクは自ら引き受けているということもできますが、事実婚を選ぶカップルというのは今ほとんど夫婦別姓をしたいという人ですね。そういった意味で強制的に姓をかえてもそういった恩恵を受けるか、自分の姓をまもったままで、不利益をうけるかという二者択一というのは少し酷ではないのかなという気がいたします。しかし、同性婚の場合には、そもそも婚姻もできないということに今の制度上なっています。この点については別途考慮が必要なのではないかと思われま